

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1.基本方針

訪問看護ステーションせいな(以下「事業所」という。)は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という。)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるように本指針を定めるものである。

2.注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症 肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎)等

3.平時の対策

- (1) 事務所内の衛生管理(環境整備等)
 - ・人がよく触れる場所、訪問車内、訪問の使用物品について除菌クロスで拭く
 - ・換気を行う(事務所内・車内)
 - ・ゴーグル、マスク、手袋、エプロンなど物品管理
- (2) ケアにかかる感染対策(手洗い、標準予防策)
 - ・出退勤時の手洗い、手指消毒
 - ・出勤前の検温、体調管理(体調不良時の早期報告、出勤停止)
 - ・利用者及び家族の健康状態の把握
 - ・職員の標準予防策の徹底、手指衛生のタイミング順守
 - ・感染の可能性がある場合は、荷物は最小限にして玄関で PPE を装着する

4.感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 区市町村への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

5.感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- ① 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」(以下「担当者」という。)とする。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は、定期的(年2回以上)かつ必要な場合に担当者が招集する。
- ④ 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ウ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- エ 感染症発生時の措置(対応・報告)
- オ 研修・教育計画の策定及び実施
- カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

6.従業員に対する研修の実施

事業所は勤務する従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練(シミュレーション)」を次のとおり実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。
- (3) 訓練(シミュレーション)
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。
- (4) 記録の保管
感染対策委員会の開催記録等、事業所内における感染対策に関する諸記録は保管する。

7.指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和5年4月1日から施行する。